

飲食店・喫茶店営業を始める皆様へ ～営業許可申請の手引き～



飲食店・喫茶店の営業には、食品衛生法に基づく営業許可が必要です。許可にあたっては、定められた施設基準がありますので、あらかじめ所管の保健所にご相談ください。

《手続きの流れ》

- ① 所管する保健所に営業許可を申請する（保健所の窓口）※書き方等：P2～P3
- ② 条例で定められた施設基準に合致した施設であることの確認のため、保健所の施設検査を受ける（現地確認）
- ③ 営業許可を受ける（保健所の窓口）

《施設の基準》

●特に注意が必要な箇所

P4の図面も参照しながら
確認してください

設備等	基準の内容
区画	・家庭用の台所等との併用はできない ・調理場（厨房）は、住居、客席その他と区画が必要
洗浄設備	・2槽以上の洗浄設備（シンク、流し）を設置
保管設備	・食器類及び調理器具を衛生的に収納できるように、扉付きの食器棚を設置
冷蔵・冷凍庫	・十分な量（原材料や調理済み食品を区別して保管）の冷蔵庫または冷凍庫を設置 ・見やすい所に温度計を設置し、温度管理に注意
従事者用手洗設備	・調理場（厨房）内に、従業員専用の手洗設備（流水式）を設置 ・手指が消毒できるよう消毒薬等を設置
客用手洗設備	・適当な場所に客用の手洗設備を設置 （やむをえない場合、客用トイレの手洗設備と併用可）
トイレ	・衛生上支障のない位置に設置 ・専用の手洗設備（流水式）と手指の消毒設備（消毒薬等）の設置

●その他の基準

設備等	基準の内容
構造	・床は、不浸透性材料（タイル、コンクリート、モルタル等）で排水、清掃のしやすい構造 ・天井・内壁は、平滑で清掃しやすい構造
ねずみ・昆虫等の防除	・窓、出入口、排水口等の開口部は、ねずみ、昆虫などの侵入を防ぐ設備（窓の網戸など）
換気	・換気をよくし、蒸気等が排除できるよう換気扇等の設備を設ける
給水設備	・水道水または飲用適と認められる水を豊富に供給できる
排水設備	・下水道等の排水設備を設ける
廃棄物容器	・耐水性で清掃のしやすい、ふた付の廃棄物容器を準備
明るさ	・施設内は十分な明るさを保つ（50ルクス以上）

※ 排水・換気・廃棄物など、近隣に迷惑をかけないように配慮してください

※ まな板は、用途別（肉用、魚用、野菜用など）に使い分けができるよう枚数を揃えましょう

営業許可申請の手続き（流れ）

事前相談

- ◆ **工事に着手する前に**施設の設計図面を持参のうえ相談してください。（調理場や製造施設の**基準に適合していない場合、完成後手直しが必要**となります。）
- ◆ 施設を衛生的に管理運営するため、**食品衛生責任者**を設置する必要があります。（食品衛生責任者には**資格※下表参照**が必要です。）
- ◆ **井戸水を使用する場合は**、あらかじめ水質検査を受け、飲用適であることを証明する成績書を準備してください。

《相談・受付窓口》
営業施設の所在地を所管する保健所衛生課の食品係
※別紙一覧表

申請書類の提出

申請書類は、**営業開始予定日の少なくとも1週間前まで**には提出してください。

申請の際に必要な書類

《個人の場合》	《法人の場合》
1 営業許可申請書	1 営業許可申請書
2 営業設備の構造図面	2 営業設備の構造図面
	3 登記事項証明書（登記簿謄本、履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書のいずれか）
許可申請手数料 ※業種毎に金額が異なります。確認の上、現金をご用意ください。	
食品衛生責任者の資格を証明するもの ※下表参照	
水道水以外使用の場合→水質試験成績書 ※許可後も年1回以上検査が必要	

施設検査の打合せ

申請の際、窓口で施設の構造図面等を確認の上、工事の進捗状況や検査日等の相談をしてください。

施設の確認検査

- ◆ 確認検査には、**営業者もしくは食品衛生責任者が立ち会ってください。**
- ◆ 施設基準に適合しない場合は許可にはなりません。**不適合事項について改善し、再検査**を受けることになります。

許可通知書等の交付

- ◆ 施設基準適合確認後、**営業許可通知書**と**営業許可事項**が交付されます。（書類の作成のため交付まで数日かかります。）
- ◆ 許可申請を行った各区保健所の窓口で受領してください。
- ◆ 受領時、印鑑は不要です。

営業開始

- ◆ **営業許可事項及び食品衛生責任者の名札を見やすいところに掲示**してください。（**営業許可通知書は保管**しておいてください。再発行は出来ません。）

※《食品衛生責任者の資格》 福岡市食品衛生規則第9条

- 食品衛生監視員、食品衛生管理者、食鳥処理衛生管理者となることができる人
- 栄養士、調理師、製菓衛生師の免許を持っている人
- 船舶料理士の要件を備える人
- 市長が指定する食品衛生責任者養成講習会において所定の科目を修了した人
- 他の都道府県が実施する講習会等で所定の科目を修了した人

営業許可申請書の書き方

- ◆ 申請書は、各区保健福祉センター（保健所）衛生課でお受け取りください。
- ◆ 黒のボールペンか万年筆で、かい書で記入してください。
- ◆ 表面の太枠の中だけ記入してください。

個人で申請する場合

様式第1号 営業許可申請書 (新規・更新)

(あて先) 福岡市 保健所製

新規に○

申請年月日

住まいの郵便番号

アパート・マンション等の場合は名称・部屋番号まで記入

住まいの電話番号等連絡がつくもの（携帯可）

自署の場合は省略可
氏名（フリガナを忘れずに記入してください）

申請者の生年月日

店の電話番号

集合ビルの場合はビルの名称、階、部屋番号まで記載

食品衛生責任者の氏名

資格の有無に○をし、有の場合は資格の種類、資格の番号を記入

申請する業種（複数の業種を申請する場合はすべて記入）
業種は、1ページを参照
該当しない場合は無に☑

水道水以外を使用している場合は、☑して水質試験結果の証明日を記入

※下欄（太線の中以外）及び裏面は記入の必要はありません。

※太枠の中を記入してください。

食品衛生法第52条第1項の規定により、次のように申請します。
福岡県食品取扱条例第4条

営業所所在地	〒(810-0000)	福岡市博多区○○2-2-2	(電話)092-111-2222
営業所の名称、屋号又は商号	営業の種類	食品衛生責任者氏名・資格	既に受けている営業許可の番号及びその年月日
1 博多屋	飲食店営業	福岡 太郎 有(調理師)・無 福岡県第○○号	第 年 月 日
2	食品販売業	有()・無	第 年 月 日
3	店の屋号（フリガナをお願いします）	有()・無	第 年 月 日
4		有()・無	第 年 月 日
5		有()・無	第 年 月 日

申請者の資格事項

①食品衛生法若しくは同法に基づく処分又は福岡県食品取扱条例に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなつた日から起算して2年を経過しないこと

②食品衛生法第54条から第56条までの規定又は福岡県食品取扱条例第8条の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しないこと

☐無 ☑有(内容:)

☐無 ☑有(内容:)

☐経過期間の大幅に変更はありません(更新許可申請の場合)

☐水道水以外の場合 平成 年 月 日 無印

法人で申請する場合

申請者 〒(810-0000) 平成 年 月 日

住所 福岡市東区○○1-1-1 (電話) 092-000-9999

氏名 株式会社 博多食品
代表取締役 福博 次郎

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(申請者本人が署名する場合及び申請者が法人の場合は、押印を省略できます。)

生年月日 年 月 日生

登記上の本社の所在地

本社の電話番号

押印は省略できます

法人の名称と代表者の役職・氏名を記入

生年月日は必要ありません

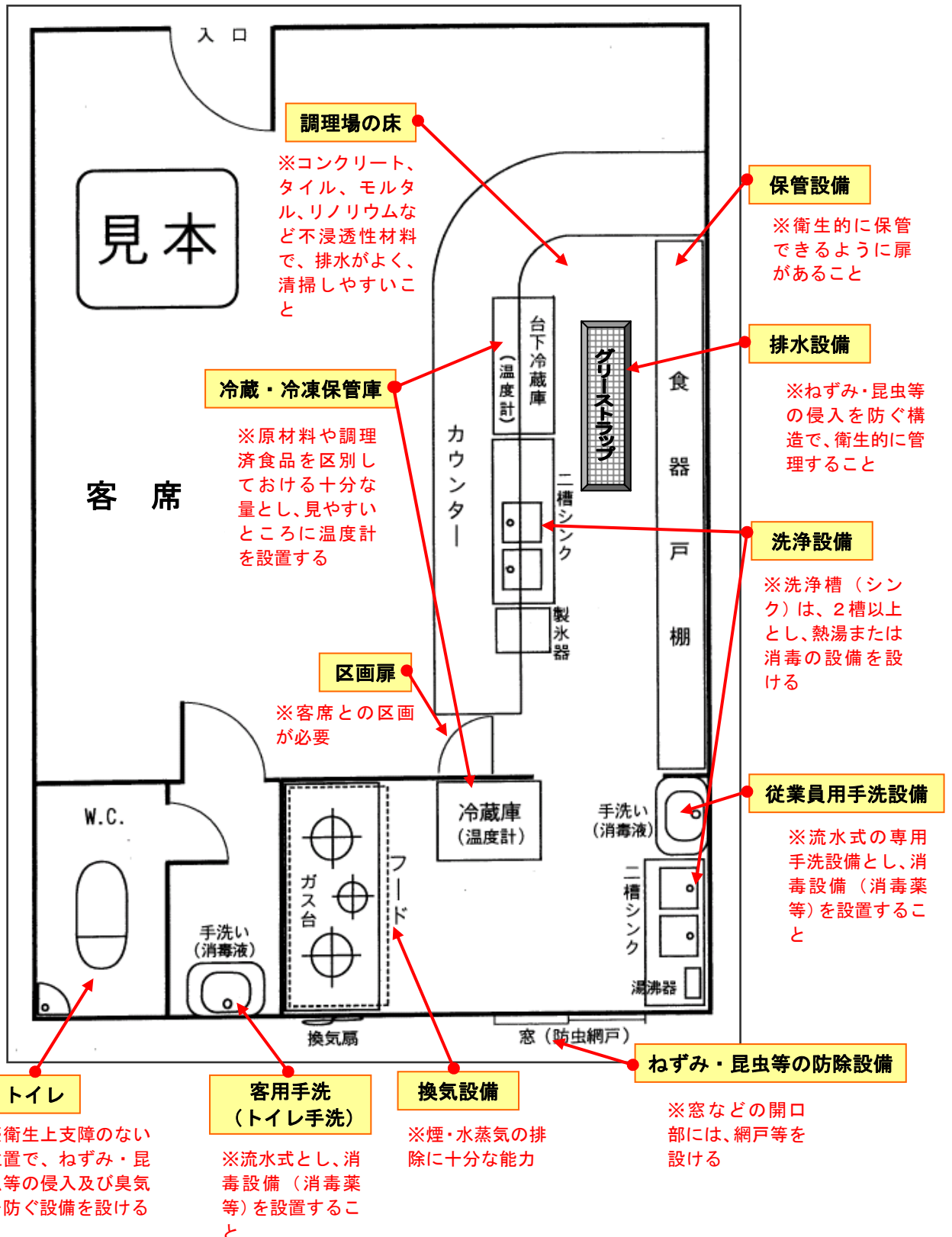
※申請者欄以外は、上記「個人で申請」と同様に記入してください。

登記事項証明書（登記簿謄本）の原本を提出してください。（コピーを提出される場合は、コピーと原本の両方をお持ちください。原本と照合後、原本はお返しします。）

営業設備の配置図記載例（飲食店・喫茶店営業）

- ◆ 黒のボールペンまたは万年筆で定規を使って正確に書いてください。
- ◆ 施設全体の平面図に、設置している設備をすべて記載し、名称を記入してください。
（設計図等の図面がある場合は、利用してください。設備の記入漏れや位置の変更等に注意）

※設備ごとに施設基準の注意事項を記載していますので、確認してください



各区 保健福祉センター(保健所) 衛生課 窓口		
名称	電話番号	所在地
東区衛生課食品係	092-645-1111	福岡市東区箱崎 2-54-27
博多区衛生課食品係	092-419-1126	福岡市博多区博多駅前 2-19-24 大博センタービル 1 階
中央区衛生課食品係	092-761-7356	福岡市中央区舞鶴 2-5-1 あいれふ 6 階
南区衛生課食品係	092-559-5162	福岡市南区塩原 3-25-3
城南区衛生課食品係	092-831-4219	福岡市城南区鳥飼 5-2-25
早良区衛生課食品係	092-851-6609	福岡市早良区百道 1-18-18
西区衛生課食品係	092-895-7095	福岡市西区内浜 1-4-7